

尾張旭市監査公表第8号

平成31年1月30日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成31年3月1日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 秋 田 進

健康福祉部健康課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
保育園歯磨き指導の実施伺いにおいて、部長専決である報償費についての決裁が課長において行われている。尾張旭市決裁規程により、10万円を超える報償費については、部長専決事項とされている。	尾張旭市決裁規程に基づき、適正に処理します。
日々雇用者（雇い上げ）傷害保険の加入手続において、見積書の徴収が1者のみとなっている。尾張旭市契約規則第25条の2により、随意契約による契約をしようとするときに契約金額の総額が10万円を超えるときは、2人以上の者から見積書を徴収する必要がある。また、契約の相手方を任意に特定する場合には、根拠条文や契約の相手方を選定した理由等を明確に施行伺いに記述する必要がある。	尾張旭市契約規則第25条の2の規定に基づき、適正に処理します。（契約の相手方を任意に特定する場合には、契約の相手方を選定した理由を明確に記述します。）